

平成 25 年（ワ）第 252 号、平成 26 年（ワ）第 101 号、

平成 27 年（ワ）第 34 号 損害賠償請求事件

原告 第 2 陣・相双地区住民ら

被告 東京電力ホールディングス株式会社

## 準備書面（392）

旧緊急時避難準備区域について（1）

旧緊急時避難準備区域とは ／ 田村市及び広野町の客観的状況

令和 4 年 2 月 9 日

福島地方裁判所いわき支部合議 1 係 御中



被告訴訟代理人 弁護士 田 中 清



同 金 山 伸 宏



同 中 嶋 乃 扶 子



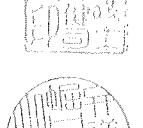
同 小 谷 健 太 郎



同 川 見 唯 史



被告訴訟復代理人 弁護士 三 森 健 司



同 堀 口 拓 也



外

## 目次

第1	旧緊急時避難準備区域について	4
1	緊急時避難準備区域等の指定とその解除	4
2	小括	5
第2	本件事故前後における田村市の客観的状況	6
1	はじめに	6
2	緊急時避難準備区域の指定とその解除	8
3	空間放射線量の状況	9
4	人口及び避難者数の推移	13
5	各種インフラの状況等	15
	(1) ライフライン等の状況	15
	(2) 田村市役所等の状況	15
	(3) 公共交通機関・交通インフラの状況	15
	(4) 医療機関の状況	16
	(5) 教育機関の状況	16
	(6) 商業施設の状況	17
	(7) 経済活動の状況	18
	(8) 市民生活の状況	20
	(9) 小括	23
第3	本件事故前後における広野町の客観的状況	23
1	はじめに	23
2	緊急時避難準備区域の指定とその解除	24
3	空間放射線量の状況	24
4	人口及び避難者数の推移	27
5	各種インフラの状況等	28
	(1) 前提（東日本大震災〔地震及び津波〕による被害）	28
	(2) ライフライン等の状況	29

(3) 広野町役場の状況.....	- 29 -
(4) 公共交通機関・交通インフラの状況.....	- 29 -
(5) 医療機関の状況 .....	- 30 -
(6) 教育機関の状況 .....	- 30 -
(7) 商業施設の状況 .....	- 31 -
(8) 経済活動の状況 .....	- 32 -
(9) 市民生活の状況 .....	- 34 -
(10) 小括 .....	- 35 -

本書面では、旧緊急時避難準備区域の本件事故後の一般的な状況について改めて簡潔に述べるほか、本件訴訟の原告らのうち、本件事故時の住所地が旧緊急時避難準備区域にあった3世帯<sup>1</sup>を念頭に置き、「田村市（特に都路町）」及び「広野町」の状況等について説明する。

## 第1 旧緊急時避難準備区域について

### 1 緊急時避難準備区域等の指定とその解除

本件事故後、本件原発から半径20キロメートル以上半径30キロメートル圏内の区域については、平成23年3月15日に政府により屋内退避指示が出されたが、その後、政府は、平成23年4月22日に屋内退避指示を解除するとともに、本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域を計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に指定した（乙B18〔平成23年4月22日9時44分付『指示』〕）。

緊急時避難準備区域においては、「常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うこと」が求められ、引き続き自主的避難をし、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は当該区域内に入らないようするこことが求められたほか、この区域においては、保育所、幼稚園、小中学校及び高等学校は、休所、休園又は休校とすること等の指示がなされた。この緊急時避難準備区域の基本的な考え方は、この時点において、本件原発の事故後の状況がまだ安定していないため、その後なお、緊急時に屋内退避や避難の対応が求められる可能性が否定できない状況にあり、そのため、住民に対して常に緊急的に屋内退避や自力での避難ができるようにすることを求めるものである（以上、乙B18及び乙B257〔平成23年4月22日付官邸ホームページ〕）。

その後、かかる緊急時避難準備区域の指定については、緊急時避難準備区域

---

<sup>1</sup> 本件事故時の住所地が旧緊急時避難準備区域にあった3世帯とは、①世帯番号112（亡長澤僖敏、亡長澤年子：田村市都路町）、②世帯番号144（横山守、横山キヨ子：広野町）、③世帯番号145（日下満子：広野町）の3世帯である。

を含む市町村において復旧計画が策定され、福島県及び関係自治体首長との意見交換が行われ、緊密な連携が図られてきたこと、本件事故後の本件原発の施設安全性の観点からこれを解除することの妥当性が確認されたこと、原子力安全委員会（当時）からも解除について「差し支え無い」との回答があったこと、空間線量率等の観点から同区域の安全性が確認されたことなどから、実際に避難の指示が出されることはないまま、平成23年9月30日には、緊急時避難準備区域を解除する旨の指示がなされ、その後、政府による避難指示等は出されていない（以上、乙B19〔平成23年9月30日付『緊急時避難準備区域の解除について』〕及び乙B258〔『緊急時避難準備区域の解除について』平成23年10月・内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム〕）。

## 2 小括

旧緊急時避難準備区域は、本件事故直後の1か月強の期間に限り屋内退避の指示対象となり、当該指示が解除されてからは緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な「準備」を行うことが求められた区域（緊急時避難準備区域）であって、そのような指示のもとで生活をすることにより日常生活上の行動に事実上一定の制約が生じたとみられるものの、政府の指示により避難を余儀なくされたものではない。そして、健康被害を及ぼす程度の放射性物質の飛来はなく、緊急時避難準備区域の指定も平成23年9月30日をもって解除されている。

本件事故前の生活基盤に対する影響の程度という観点からみると、旧緊急時避難準備区域においては、政府による避難指示の対象となった区域とは異なり、従前の居住地における生活基盤から隔絶されることが強制されたものではなく、居住や立入についても制約が課されていなかったことから、本件事故以前に享受していた生活基盤における生活への制約は限定的であった。また、本件事故から区域の指定が解除された平成23年9月30日までの期間も約6か月半にとどまっており、政府により避難指示がなされた区域のように長期化したもの

ではない。

このように、旧緊急時避難準備区域は、避難指示がなされた区域と比べて、その住民に生ずる利益侵害の程度が格段に小さかったといえる。

## 第2 本件事故前後における田村市の客観的状況

### 1 はじめに

田村市は、「阿武隈高原の中央に位置し、平成17年3月1日に田村郡7町村の内、滝根町、大越町、都路村、常葉町、<sup>ふねひき</sup>船引町の旧5町村が合併し形成されました。本地域は、福島県の中核的都市である郡山市まで約30kmの位置にあり、福島県の中通りにあって浜通りとの結節点となる地域です。」等とされている（乙B252〔田村市ホームページ「田村市の概要〕）。

また、船引町には田村市役所が所在するほか、医療機関、商業施設及び教育機関等が数多く所在しており、田村市を中心部は船引町である。このことは、同町の人口だけで田村市全体の半数を占めていることからも明らかである（乙B253〔国勢調査の結果〕）。

都路町岩井沢の中心部（国道288号線沿いの岩井沢郵便局付近）から、船引町の中心部である田村市役所付近まで、国道288号線で道のり約17キロメートル、車で約25分の距離である<sup>2</sup>。

本件事故後、船引町には大規模な仮設住宅が数か所に設けられた。

特に、船引運動場応急仮設住宅<sup>3</sup>及び船引第二運動場応急仮設住宅<sup>4</sup>の2か所の仮設住宅には都路町の住民が数多く入居した（乙B254：『復興への道』）。

船引第二運動場の仮設住宅の建築を請け負った株式会社東北サンコーは、同

<sup>2</sup> 本件訴訟では、本件事故時に田村市内に居住していた原告らが世帯番号112に限られるところ、世帯番号112の住所地は「田村市都路町岩井沢字持藤田60」である。この場所は、都路町岩井沢の中心部から未舗装の山道を含む約5キロメートル登った場所にあるため、船引町中心部までの所要時間は車で約30分となる。

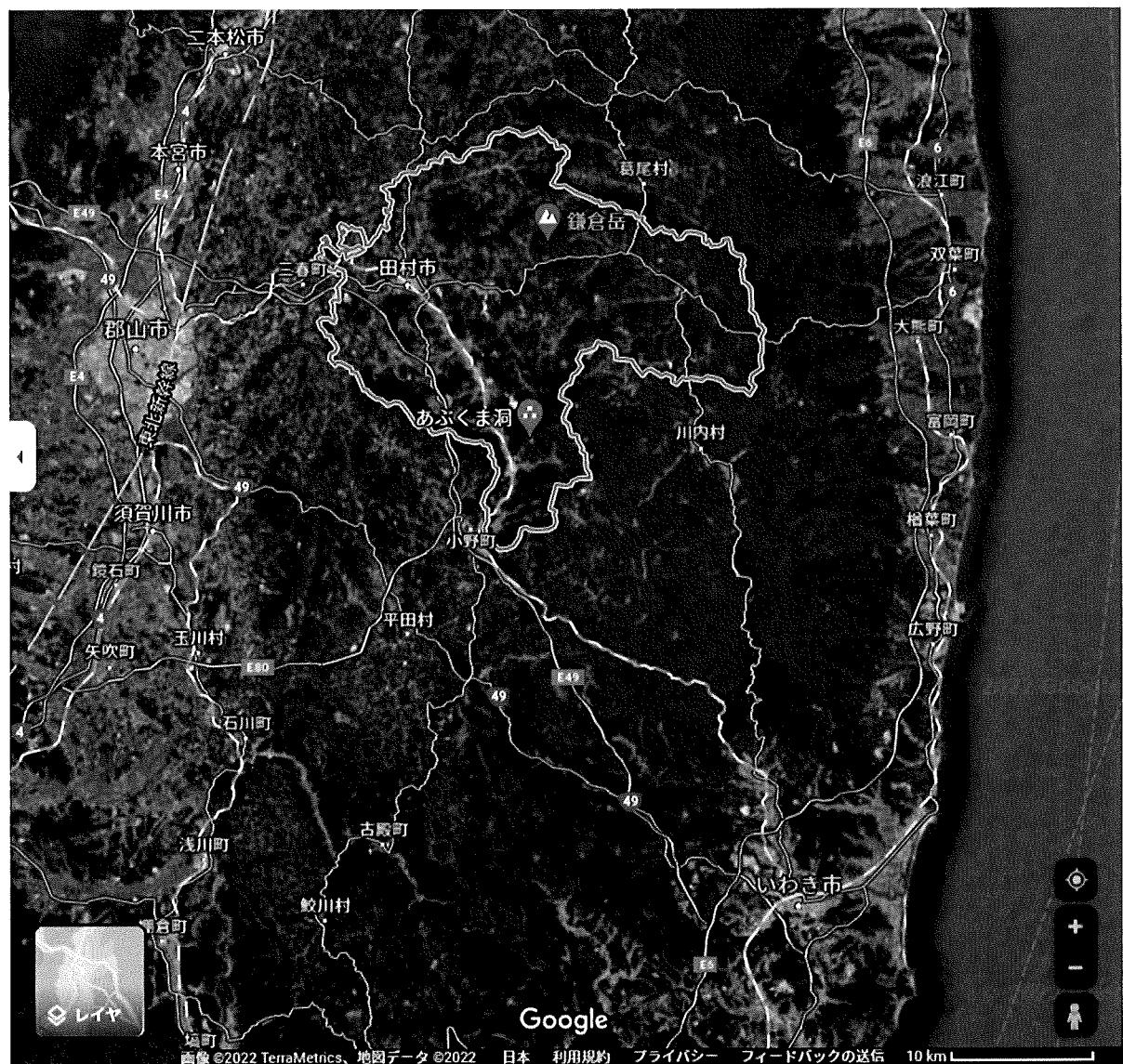
<sup>3</sup> 所在地は田村市船引町字源次郎。平成23年6月26日入居開始時点での総戸数179戸。

<sup>4</sup> 所在地は田村市船引町字寺ヶ入。平成23年8月6日入居開始時点での総戸数100戸。

所の外観写真及び内観写真を公表した上で「畳のある仮設住宅は私たちの住宅だけです。住み心地のいい住宅だと思います。」と説明している(乙B255〔株式会社東北サンコーのウェブサイト〕)。

平成29年3月末をもって、仮設住宅の供与期間は終了した(乙B256〔福島県ホームページ〕)。

(地図1：田村市の位置)



(出典：Google マップ<sup>®</sup>)

(地図 2 : 船引町と都路町の地理関係)



(出典：田村市復興応援隊ウェブサイト)

## 2 緊急時避難準備区域の指定とその解除

本書面第1で述べたとおり、政府は、平成23年4月22日、本件原発の20キロメートル圏内を警戒区域に設定し、本件原発から半径20キロメートル圏内に含まれない田村市の一帯を緊急時避難準備区域に設定した。

これにより、田村市については、都路町古道の第8及び第9行政区のみが警戒区域とされ、都路町、船引町横道、常葉町堀田及び常葉町山根並びに市内国

有林福島森林管理署 251 林班の一部、252 林班、253 林班の一部、258 林班から 270 林班まで、283 林班から 300 林班まで及び 301 林班から 303 林班までの一部のうち警戒区域を除く区域が緊急時避難準備区域とされたが（乙B18）、緊急時避難準備区域の指定は平成23年9月30日に解除された（乙B19）<sup>5</sup>。

### 3 空間放射線量の状況

追加被ばく線量を1時間当たりの空間線量率に換算すると、以下のとおりとなる。なお、政府による避難指示の基準は年間20ミリシーベルトである。

年間	1 ミリシーベルト	0. 23 マイクロシーベルト／時
年間	5 ミリシーベルト	0. 99 マイクロシーベルト／時
年間	20 ミリシーベルト	3. 84 マイクロシーベルト／時

旧緊急時避難準備区域内の空間放射線量は、平成23年7月における調査時点において、概ね1.9マイクロシーベルト／時以下に低減しており、多くの測定地点において、1マイクロシーベルト／時以下となっている（乙B258・5頁のモニタリング結果参照、高さ1メートル。以下同じ。）。

平成24年4月1日時点以降の福島県の測定データによれば、田村市（旧緊急時避難準備区域）の測定データは次のとおりである（乙B259の1ないし10、いずれも17時〔平成30年4月以降は15時〕のデータを採用している。）。

---

<sup>5</sup> その後、田村市については、平成24年4月1日、本件原発から半径20キロメートル圏内の避難指示区域が避難指示解除準備区域とされた。政府は、平成26年3月10日、田村市の避難指示解除準備区域について避難指示を解除する決定をし、同年4月1日、避難指示が解除された。これにより、田村市は政府の避難指示の対象から外れることになった。なお、田村市のうち避難指示等対象区域を除いた区域については、審査会の策定した中間指針追補において、自主的避難等対象地域とされた。

単位： $\mu\text{Gy}/\text{h} \approx \mu\text{Sv}/\text{h}$  (マイクログレイ/時間 ≈ マイクロシーベルト/時間)

地点 (本件原発からの距離)	平成 24 年 4月 1 日	平成 25 年 4月 1 日	平成 26 年 4月 1 日	平成 27 年 4月 1 日	平成 28 年 4月 1 日
田村市都路行政区 (21km)	0.25	0.19	0.13	0.12	0.11
田村市岩井沢プール駐車場 (27km)	0.50	0.35	0.24	0.20	0.16
地点 (本件原発からの距離)	平成 29 年 4月 1 日	平成 30 年 4月 1 日	平成 31 年 4月 1 日	令和 2 年 4月 1 日	令和 3 年 4月 1 日
田村市都路行政区 (21km)	0.10	0.09	0.09	0.09	0.08
田村市岩井沢プール駐車場 (27km)	0.13	0.12	0.11	0.10	0.10

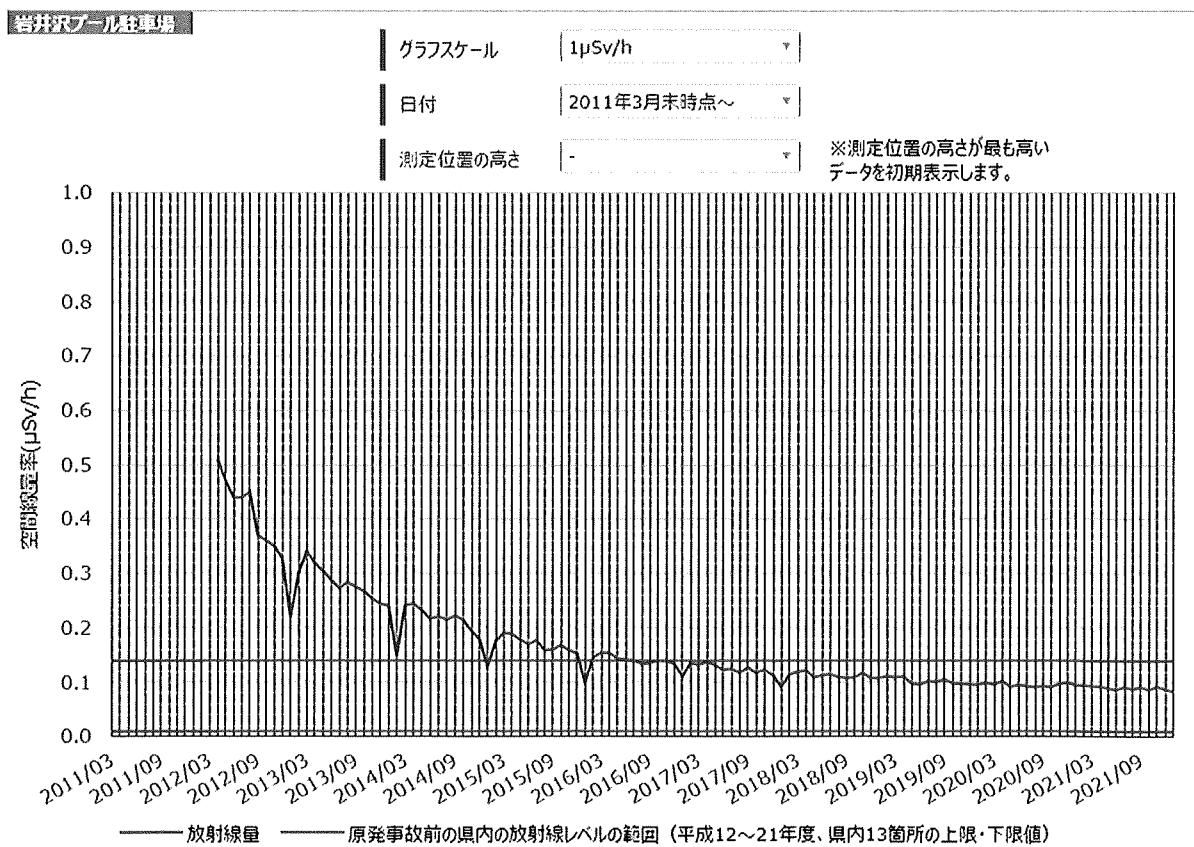
本件事故後、田村市の一部の地域に対する緊急時避難準備区域の指定が解除される時点（平成 23 年 9 月 30 日）までの田村市（平成 23 年 3 月 31 日は田村市総合体育館、それ以降は田村市役所駐車場）における空間線量率の測定結果（午前 8 時測定）は、以下のとおり、推移している（単位はマイクロシーベルト／時）（乙 B 260 の 1ないし 7）。

測定日	測定値
平成 23 年 3 月 31 日	0.49
平成 23 年 4 月 30 日	0.19
平成 23 年 5 月 31 日	0.18
平成 23 年 6 月 30 日	0.18
平成 23 年 7 月 31 日	0.20
平成 23 年 8 月 31 日	0.17
平成 23 年 9 月 30 日	0.15

また、世帯番号 112（原告番号 112-1、同 112-2）が本件事故時に居住していた住所地最寄りの空間放射線量計（測定地番号 411・岩井沢プール駐車場）の測定結果は、以下のとおり、推移している（乙 B 261）（単位はマイクロシーベルト／時）。

測定日	測定値
平成23年4月	—
平成24年4月30日	0.51
平成25年4月30日	0.32
平成26年4月30日	0.25
平成27年4月30日	0.19
平成28年4月30日	0.15
平成29年4月30日	0.14
平成30年4月30日	0.12
平成31年4月30日	0.11
令和2年4月30日	0.10
令和3年4月30日	0.09

また、福島県が運営しているウェブサイトにおいて公表されている「岩井沢プール駐車場」の測定結果のグラフは、次のとおりである。



(出典：福島県放射能測定マップ)

以上のとおり、旧緊急時避難準備区域である田村市の空間放射線量の状況については、政府による避難指示の基準である年間20ミリシーベルト（3.8マイクロシーベルト／時）の水準を大きく下回っているものであり、時間の経過とともにさらに低下を続けている。すなわち、田村市の旧緊急時避難準備区域に居住し続けたとしても、健康影響が生じるおそれはない。

このことは、実際に、福島県等による各種の調査の結果によても裏付けられている。

- ① 福島県により実施された県民健康調査においては、本件事故後、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査が実施された。このうち、田村市については、平成31年3月まで<sup>6</sup>の累計で4613人（男性2238人、女性2375人）が検査を受け、預託実効線量が1ミリシーベルト以上の被検査者はおらず、全員について、預託実効線量は「健康に影響が及ぶ数値ではありませんでした。」との検査結果が出ている（乙B262）。
- ② また、福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、東日本大震災後4か月間（放射線の空間線量が最も高かった時期）の外部被ばくの積算線量は、調査対象となった田村市民8401人について、令和3年3月31日時点で、1ミリシーベルト未満が7692人、1ミリシーベルト以上2ミリシーベルト未満が682人となっており、対象者全員が4ミリシーベルト未満である（乙B263・③-8）。また、「疫学調査により100mSv以下での明らかな健康への影響が確認されていないことから、4ヶ月間の外部被ばく線量推計値ではあるが、『放射線による健康被害があるとは考えにくい』と評価され」としている（乙B263・③-4）。
- ③ 田村市においても個人積算線量計による外部被ばく線量測定、ホールボ

<sup>6</sup> 福島県が公表しているウェブサイトでは、平成31年4月実施分より累計人数の併記を取りやめているため「平成31年3月実施分」に依拠して整理している。なお、直近では令和3年12月実施分まで月次単位で結果が公表されている。

ディカウンターによる内部被ばく線量測定を行い、市民の健康管理が行われている。

④ 平成23年4月26日から平成29年11月30日にかけて<sup>7</sup>、田村市が田村市内の採水場所で採取した飲用水（井戸水、引き水）のモニタリング検査を年数回実施しているが、その結果、いずれの地点においても、放射性ヨウ素及びセシウムは検出されていない（検出限界値1Bq／l）（乙B264）。

#### 4 人口及び避難者数の推移

(1) 田村市の平成23年3月11日時点の住民登録人口は4万1662人（うち、旧避難指示区域人口380人〔平成26年4月1日に指示解除済み〕、旧緊急時避難準備区域人口4117人）であった（乙B265）。また、田村市都路町の同時点の人口は3001人であったが、避難者数の推移に特徴的な点があるため（乙B266の1～6）、その点については本項「4」(2)で後述する。なお、令和4年1月31日時点における都路町の旧緊急時避難準備区域の人口は1856人であり、このうち、141人（市内45人、県内64人、県外32人）が避難中であった。都路町の旧緊急時避難準備区域の帰還率は、世帯基準で93.9パーセントに達している（以上につき、乙B266の7）。

さらに、本件地震に係る子どもの避難者数の調査によれば、本件事故後の田村市の18歳未満の県内及び県外への避難状況は、「東日本大震災に係る子どもの避難者数調べ」（乙B79の1、乙B267）記載のとおりであり、平成24年4月1日時点において387人（県内避難者344人、県外避難者43人）、令和3年4月1日時点で19人（県内避難者13人、県外避難者6人）となっている。

<sup>7</sup> 田村市のウェブサイトを見る限り、「井戸水、引き水の放射能測定結果」のページは「2017年12月1日更新」を最後に更新されていない。

令和3年4月1日時点における18歳未満の自主的避難者数が田村市における平成23年3月1日時点における18歳未満の人口6416人（乙B268）に占める割合は0.29パーセントであり、田村市においては、本件事故以降も99パーセントを上回る大多数の18歳未満の住民が引き続き生活を送っていると認められる。

このことからも、田村市の旧緊急時避難準備区域において本件事故が与えた日常生活への影響の程度は、相対的に限られたものであったことが明らかである。

(2) 乙B266号証の1～7（田村市民の避難状況動向調査報告）により認められる都路町の人口の推移及び本書面「第2」、1で述べた船引町の仮設住宅の完成を時系列に整理すると下記のとおりである（なお、いずれも平成23年のことであるから、年号の記載は割愛する。）。

下記時系列の下では、一度は都路町に戻った住民らが、田村市中心部にある利便性の高い船引町に完成した大規模な仮設住宅への入居が開始した時点と近接して再び減少に転じた（町外に転出した）ことが認められる。

#### 記

3月11日 都路町の在宅世帯994世帯、人口3001人

5月11日 都路町の在宅世帯170世帯、人口425人

6月26日 船引運動場応急仮設住宅入居開始（総戸数179戸）

6月28日 都路町の在宅世帯341世帯、人口798人

7月31日 都路町の在宅世帯300世帯、人口682人

8月 6日 船引第二運動場応急仮設住宅入居開始（総戸数100戸）

8月16日 「都路仮設住宅盆踊り」（乙B254）

8月31日 都路町の在宅世帯245世帯、人口529人

9月30日 都路町の在宅世帯245世帯、人口531人

10月31日 都路町の在宅世帯245世帯、人口533人

## 5 各種インフラの状況等

### (1) ライフライン等の状況

田村市では、平成24年3月に策定された「田村市震災等復興ビジョン」に基づき、市道、農林業施設、上下水道、市営住宅等の社会インフラの復旧が進められたほか、雇用創出対策事業、教育環境の原状回復事業、避難住民の生活支援、一部損壊住宅の修繕支援等の取組みがなされている（乙B269）。

これに先立つ平成23年9月には「緊急時避難準備区域解除に係る復旧計画」が策定されており、対象者の移転、学校や診療所の再開、上下水道・道路等の復旧、除染、電気・ガス・ゴミ収集の復旧等の対策がとられている。

インフラ関係の復旧については、電気や上水道は震災当時から大きな被害はなく、道路や農業用水施設の災害復旧事業については平成24年度でほぼ整備が完了した（乙B270）。

### (2) 田村市役所等の状況

田村市役所の本庁は本件事故後も移転しておらず、通常どおりの業務を行っており、市民に対して行政サービスを提供している。平成26年10月に新庁舎が竣工し、平成27年1月5日より新庁舎での業務を開始している（乙B265）。

また、都路行政局について見ると、平成23年3月12日深夜、都路行政局機能を本庁へ移動して船引事務所を開設したものの、同年6月7日には、都路行政局庁舎における市民課窓口業務を再開し、同年9月1日には都路行政局における通常業務を再開し、同年10月7日には都路行政局船引事務所を閉鎖した（以上につき、乙B302・5頁）

### (3) 公共交通機関・交通インフラの状況

田村市においては、JR磐越東線の郡山～船引間が平成23年4月5日時

点で再開し、小野新町～船引間が平成23年4月13日に再開、平成23年4月15日に全線が再開して（乙B271の4頁、乙B272）、通常運行中である（乙B265）。

福島交通バスは平成23年3月30日より田村市の路線バスの運行を再開し（乙B273）、通常運行中である（乙B265）。

平成24年10月より大越町内等でデマンド型乗合タクシーの運行が開始され、平成26年4月から船引町～都路町でも運行中である（乙B265、乙B274・2頁）。

#### （4）医療機関の状況

田村市の医療機関については、平成23年5月時点で複数の病院が診療を実施している（乙B275・9頁）

平成23年7月から都路診療所、歯科診療所は再開済みである（乙B274・2頁）。都路診療所は、平成27年10月時点で、月に約600人の受診を行っている（乙B276・3頁）。

特別養護老人ホーム「都路まどか荘」は、平成23年4月から田村市常葉町の系列施設である特別養護老人ホーム「ときわ荘」に場所を移して事業を継続していたが、平成24年3月24日には都路における事業を再開している（乙B277）。

#### （5）教育機関の状況

田村市内のすべての小中学校は、平成23年4月6日に入学式・始業式を行い、その出席率は98%を超えるものであった（乙B269・7頁）。

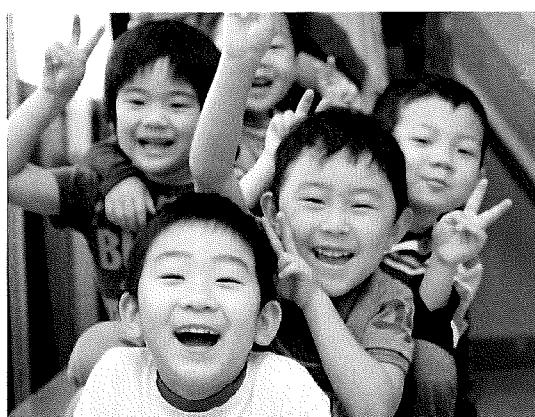
平成23年4月6日、古道小と  
岩井沢小は旧石森小で入学式を  
実施した（乙B275・3頁）。



平成23年4月14日、船引高  
等学校では部活動紹介の行事が  
実施された（乙B275・13  
頁）。



船引保育所の児童らの様子（乙  
B275・たむら市政だより平成  
23年6月号表紙）。



## （6）商業施設の状況

平成25年9月からは、株式会社セブンイレブンジャパンが都路地区にお  
いて、移動式店舗「セブンあんしんお届け便」を実施中（移動販売車2台体  
制）である。

平成26年4月6日に古道・岩井沢地区に公設民営の商業施設「DOMO」  
2店舗が同時オープンし、営業中である。DOMOは、都路町帰還支援事業  
の一つとして都路町商工会員の小売店など6つの事業主らで運営する商業施

設で、食料品を中心とした生活必需品などを販売している（乙B278・2頁）。

平成27年1月にはファミリーマートが都路地区に出店し、同年10月には船引町でJAたむら農産物直売所が営業を開始している。

平成28年3月24日、都路町の国道288号沿いに地元特産品の都路たまごを使用したスイーツなどが販売される「MIYAKO JI sweets yui」がオープンした。

#### （7）経済活動の状況

##### ア 製造品出荷額

田村市の製造品出荷額は、平成22年は648億円であったものが、平成23年には594億円に減少したものの、平成24年には769億円となり、本件事故前を上回る出荷額を計上している（乙B279・20～21頁）。

##### イ 求人状況

田村市の求人状況は福島県平均を上回る求人倍率となっている。

福島県労働局によると、令和3年12月の県内の有効求人倍率は1.35倍（季節調整値）と高く、このうち田村市が含まれる郡山公共職業安定所管内においても1.74倍と県平均を上回る求人倍率となっている（乙B280）。

##### ウ 観光客入込状況

福島県の観光客入込状況（乙B281の1ないし3）によれば、平成22年に58万4679人であった田村市への観光客入込数は、平成23年に9万7047人に減少したものの、平成24年19万3044人、平成25年23万6091人、平成26年23万0637人、平成27年25万935

6人と回復基調にある<sup>8</sup>。

## エ 農業等

田村市都路地区では、平成23年・24年と水稻の作付が自粛されていたが、平成25年度以降作付が再開されている。また、野菜については平成24年度より作付けが再開されている（乙B282）。

田村市では、井戸水や自家栽培野菜等の放射能汚染に対する市民の不安を解消するため、平成23年7月11日から独自に放射線測定検査を実施しており、野菜や果物を中心として平成23年11月22日時点で4、228件の検体が持ち込まれたところ、ほとんどの検体からは数値が検出されず、検出された707件もその値は小さく、市民の安心に寄与していると公表されている（乙B269・10頁）。

## オ 自動車保有台数

田村市の自動車保有台数は、平成22年から令和元年にかけて次のとおり推移しており（単位は台、いずれも3月31日時点）（乙B81の1ないし7、乙B124、乙283の1、同2）、平成23年以降増加傾向にある。このことは、田村市における消費活動、経済活動が活発に行われていることを示している。

（単位：台）

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
3万5268	3万5236	3万5756	3万6288	3万6763
平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
3万6965	3万7072	3万7171	3万6918	3万6791

<sup>8</sup> 近時の新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きいため、直近の統計情報については考慮していない。

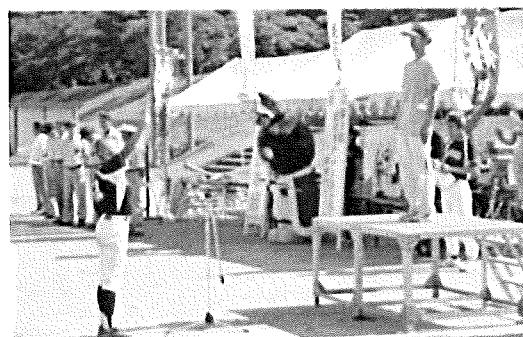
## (8) 市民生活の状況

田村市では、以下のとおり、緊急時避難準備区域の指定が解除される直前の平成23年7月以降、屋外イベント等が開催されている。

平成23年9月4日、田村市民健康ウォークが開催され、子どもを含め403人が参加している（乙B284の1・2頁）。

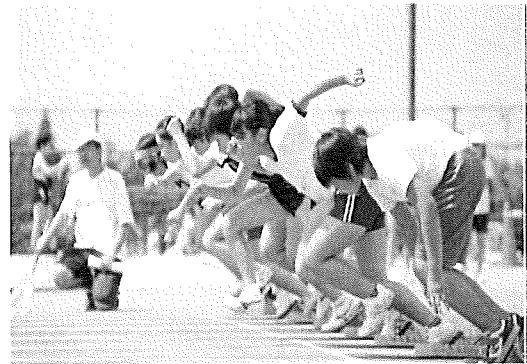


平成23年6月から9月にかけて、田村市で野球大会やソフトボール大会が開催されている（乙B284の1・3、5、7頁、乙B284の2・9頁、乙B284の3・7頁）。



平成23年9月には、中学校駅伝大会や、小学校陸上大会も開催されている（乙B284の1・4～5頁）。

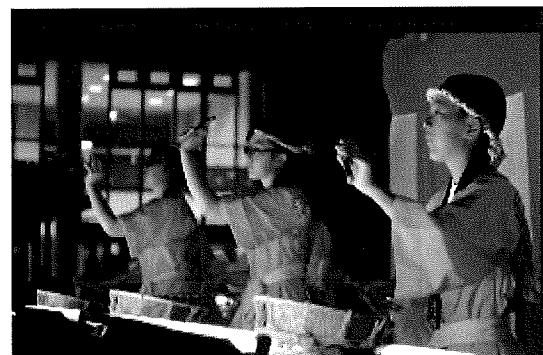




平成23年8月に、鬼の里納涼祭夏祭りが開催されている（乙B 284の3・2頁）。



平成23年8月に、サマーフェスティバル・ときわのお盆の夕べが開催されている（乙B 284の3・24頁）。



平成23年8月に、あぶくま夏祭りが開催されている（乙B 284の1・8頁）。

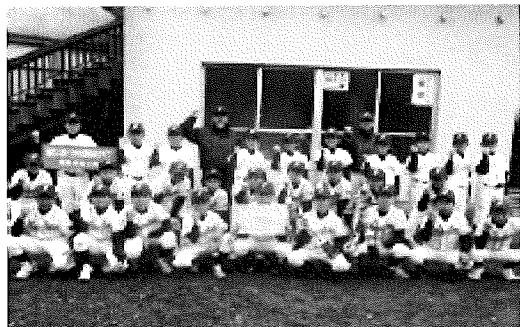


平成23年8月に、滝根っこ夏祭りが開催されている（乙B284の1・8頁）。



また、田村市の緊急時避難準備区域の指定解除以降の状況については、以下のとおりである。

平成23年11月に野球大会が開催されている（乙B284の4・12頁）。



平成24年4月にはウォーキング大会が開催されている（乙B284の5・9頁）。



平成24年4月には小学生らの稚児行列が開催されている（乙B284の5・9頁）。



平成24年4月には市民ハイキングが開催されている（乙B284の5・12頁）。



このほかにも、平成24年7月から8月にかけて、野球大会が開催されているほか、同年8月には各地で上記のような夏祭りが開催されている。平成24年10月には、駅伝大会も開催され、平成25年以降、平成29年に至るまで、同様の屋外のスポーツ大会や祭りが開催されている。

#### （9）小括

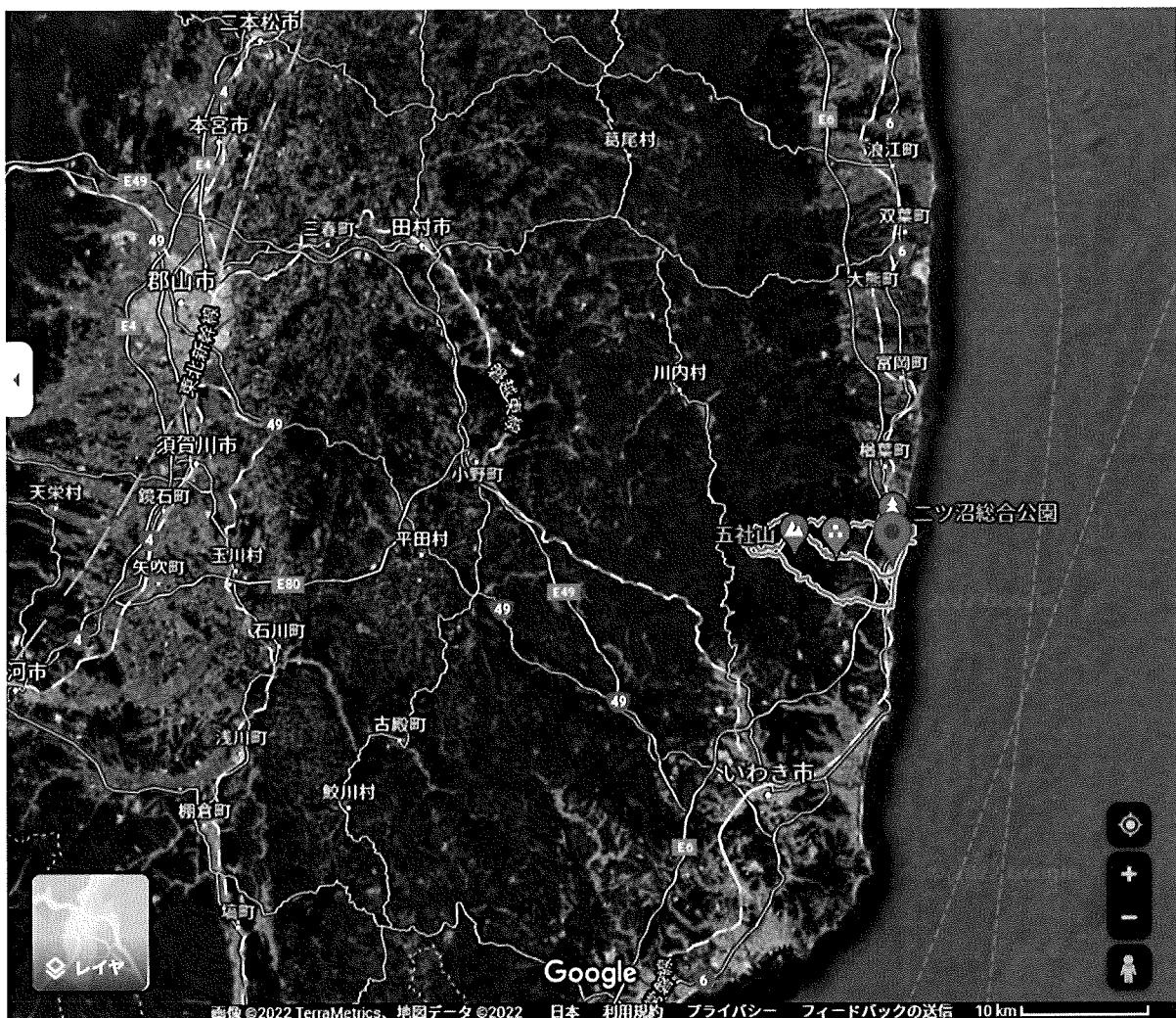
以上のとおり、田村市においては、本件事故直後から市民生活を営むために必要な基本的な機能が維持されており、また、本件事故後一時停止していた生活インフラ等、公共交通機関、交通インフラ、医療機関、教育機関等は、平成23年4月ないし5月にかけて順次再開・復旧するとともに、各種の経済活動や市民生活が継続されている実情にあった。

### 第3 本件事故前後における広野町の客観的状況

#### 1 はじめに

広野町の客観的状況については、被告準備書面（218）〔広野町の現況〕においても述べたとおりである。

(地図 3 : 広野町の位置)



(出典 : Google マップ)

## 2 緊急時避難準備区域の指定とその解除

本書面第1で述べたとおり、政府は、平成23年4月22日、本件原発の20キロメートル圏内を警戒区域に設定し、これにより、広野町の全域が緊急時避難準備区域とされたが（乙B18）、緊急時避難準備区域の指定は平成23年9月30日に解除された（乙B19）。

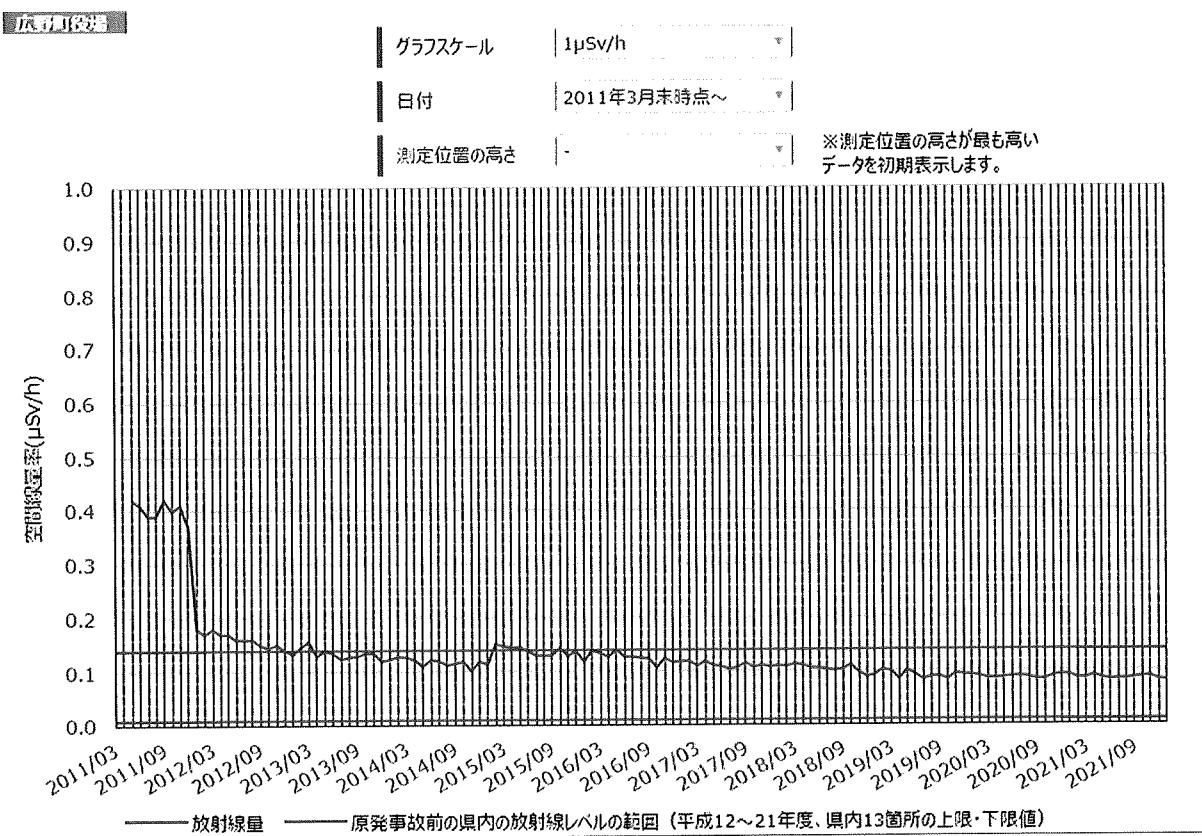
## 3 空間放射線量の状況

広野町（広野町役場）における空間線量率の測定結果は、以下のとおり推移

している（本書面第2、3と同様に、単位はマイクロシーベルト／時、測定高は1メートルである。）（乙285）。

測定日	測定値
平成23年9月30日	0.429
平成24年9月30日	0.143
平成25年9月30日	0.13
平成26年9月30日	0.114
平成27年9月30日	0.13
平成28年9月30日	0.124
平成29年9月28日	0.108
平成30年9月30日	0.10
令和元年9月30日	0.09
令和2年9月30日	0.08
令和3年9月30日	0.09

また、福島県が運営しているウェブサイトにおいて公表されている「広野町役場」の測定結果のグラフは、次のとおりである。



(出典：福島県放射能測定マップ)

以上のとおり、旧緊急時避難準備区域である広野町の空間放射線量の状況については、政府による避難指示の基準である年間20ミリシーベルト(3.8マイクロシーベルト/時)の水準を大きく下回っているものであり、時間の経過に伴いさらに低減している状況にあり、時間の経過とともにさらに低下を続けている。すなわち、広野町の旧緊急時避難準備区域に居住し続けたとしても、健康影響が生じるおそれはない。

このことは、実際に、福島県等による各種の調査の結果によても裏付けられている。

- ① 福島県により実施された県民健康調査においては、本件事故後、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査が実施された。このうち、広野町については、平成31年3月までの累計で1106人(男性573人、女性533人)が検査を受けたが、預託実効線量が1ミリシーベルト以上の

被検査者はおらず、全員について、預託実効線量は「健康に影響が及ぶ数値ではありませんでした。」との検査結果が出ている（乙B262「ホーリボディカウンターによる内部被ばく検査の実施状況」〔平成31年3月までの累計〕）。

② また、同じく福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、東日本大震災後4か月間（放射線の空間線量が最も高かつた時期）の外部被ばくの積算線量は、調査対象となった広野町民1902人について、1ミリシーベルト未満が1839人、1ミリシーベルト以上2ミリシーベルト未満が59人となっており、約99.9パーセントの対象者が5ミリシーベルト未満である（乙B263「県民健康管理調査『基本調査』の実施状況について」③-8）。

また、「疫学調査により100mSv以下の明らかな健康への影響は確認されていないことから、4ヶ月間の外部被ばく線量推計値ではあるが、『放射線による健康被害があるとは考えにくい』と評価され」ている（乙B263「県民健康管理調査『基本調査』の実施状況について」③-4）。

#### 4 人口及び避難者数の推移

平成23年3月11日時点における広野町の人口は5490人だった。

また、平成28年4月28日時点の避難者数が1040人（県内829人、県外211人）であったのに対して（乙B85）、令和4年1月31日時点における広野町の人口は4702人であり、現在の帰還者数は4232人であり、居住率（町民居住者／住基人口）は90.0パーセントに達しているから、広野町の住民の相当数が帰還していることが窺われる（乙B286、乙B287）。

さらに、本件地震に係る子どもの避難者数の調査によれば、本件事故後の広野町の18歳未満の県内及び県外への避難状況は、「東日本大震災に係る子どもの避難者数調べ」（乙B79の1、乙B267）記載のとおりである。これを見ると、広野町における子どもの避難者数は、平成24年4月1日時点におい

て970人（県内避難者707人、県外避難者263人）であったが、令和3年4月1日時点においては95人（県内避難者85人、県外避難者10人）となっている。

令和3年4月1日時点における18歳未満の自主的避難者数が広野町における平成23年3月1日時点における18歳未満の人口991人（乙B268）に占める割合は約9.5パーセントであり、広野町においては、本件事故以降も90パーセントを上回る大多数の18歳未満の住民が引き続き生活を送っていると認められる。

のことからも、広野町の旧緊急時避難準備区域において本件事故が与えた日常生活への影響の程度は、相対的に限られたものであったことが明らかである。

## 5 各種インフラの状況等

### （1）前提（東日本大震災〔地震及び津波〕による被害）

広野町では、東日本大震災の際に震度6弱の地震が発生し、推定9メートルの津波が押し寄せ、久保・本町地区等の沿岸部で甚大な被害が発生した。かかる地震及び津波の被害により、広野町内の全1989世帯（人口5490人）のうち、113世帯が全壊、35世帯が大規模半壊、181世帯が半壊となり、また津波による家屋の倒壊、流失等は約240棟および、地震や津波により全壊等の被害を受けた住宅は全世帯の3割近くにのぼった（乙B289・5頁、10頁）。道路は町道15か所（被害額1億2800万円）、下水道は下水処理場1棟全壊、町内管路損傷（被害額8億8900万円）、町営住宅は浜田住宅全壊、大平住宅・虻木住宅・桜田住宅損傷（被害額3億0430万円）、教育施設は3棟ほか（被害額1億3200万円）、農地は44ヘクタール（被害額8億3800万円）の被害を受け、平成23年3月11日午後3時30分の時点で町内のライフライン（上下水道、道路、電気、電話）はほぼ壊滅状態となった（乙B289・5頁、10頁、54～62頁）。

このような地震及び津波の被害状況に照らせば、広野町では、地震や津波の影響によって避難を継続している住民も相当数いるというのが実情である。

#### (2) ライフライン等の状況

広野町では、東日本大震災によって町内のライフライン（上下水道、道路、電気、電話）がほぼ壊滅状態となつたが、平成23年6月30日より津波被災地を除く広野町内の給水が再開されたほか、道路、電気、電話も仮復旧した（乙B289・10～12頁）。

また、広野浄化センター（下水処理場）1棟が全壊したが、平成24年度中に復旧工事が完了した。下水管渠についても平成29年度に復旧工事が完了した（乙B290・2頁）。

広野町の小滝平浄水場で採取された水道水の放射性物質モニタリング結果によれば、平成24年4月29日時点での検出下限値未満となっている（乙B291）

#### (3) 広野町役場の状況

広野町の町役場の役場機能は、本件事故後の平成23年3月15日に福島県田村郡小野町内に、平成23年4月15日に福島県いわき市常磐地区内に移転されていたが、平成24年3月1日に本庁舎での業務を再開した（乙B289・10～12頁）。

#### (4) 公共交通機関・交通インフラの状況

JR常磐線は、平成23年10月10日、久ノ浜（いわき市）から広野間での運転が再開され、平成26年6月1日に広野から竜田（楓葉町）間の運転が再開され、平成29年10月21日に竜田から富岡間の運転が再開された（乙B292・13頁）。

また、平成31年4月20日には、本件事故の対応拠点としての役割も担

ったサッカーナショナルトレーニング施設「Jヴィレッジ」(楢葉町と広野町に跨って立地)が全面再開し、これに合わせ、JR常磐線の新駅として「Jヴィレッジ駅」が同日開業し、交流人口の拡大を伴って復興への大きな後押しとなったとされている(乙B293・52頁、83頁)。

さらに、令和2年3月14日には、富岡から浪江間の運転が再開されて、JR常磐線の全線で運転が再開された(乙B288)。

このほか、常磐自動車道では、平成26年2月22日、東日本大震災の影響もあり通行止めとなっていた常磐道広野インターチェンジから常磐富岡インターチェンジ間(16.4キロメートル)が再開通した。その後、平成27年3月1日、東京から宮城県仙台市までの全線が開通した(乙B292・13頁)。

#### (5) 医療機関の状況

震災前は、広野町の病院は1か所、一般診療所は2か所、歯科診療所は2か所、調剤薬局は2か所であったところ、平成27年11月25日時点では、高野病院、馬場医院(一般診療所)及び広野薬局が通常どおり診療等を実施中であり、新妻歯科医院も週2日で診療を再開済みである。また、同日時点で町内の特別養護老人ホーム「花ぶさ苑」とデイサービスセンター「広桜荘」も営業を再開済みである。

さらに、平成24年4月に社会福祉協議会の事務局が広野町に戻っているほか、平成28年5月から、障害者支援施設「光洋愛成園」など7施設の運営も開始されている(乙B85、乙B286)。

#### (6) 教育機関の状況

広野小学校・広野中学校は、東日本大震災後に臨時休校となっていたが、いわき市の学校を校舎として、広野小学校は平成23年8月25日に、広野中学校は同年10月1日に授業を再開した。

平成23年10月からは本校舎の除染・災害復旧・空調設備設置工事を実施し、平成24年度2学期（8月27日）から広野町内の元の学校で授業を再開し、休園していた広野幼稚園・広野町保育所も併せて再開しており、平成30年4月1日時点の就学児童・生徒数は、広野小学校153名、広野中学校68名、広野幼稚園67名、広野町保育所14名となっている（乙B292・5頁）。

また、平成31年3月25日には、広野幼稚園と広野町保育所を統合した幼保連携認定こども園「広野こども園」が竣工され、同年4月6日に開園式・入園式が実施された。同園は、園庭面積2758m<sup>2</sup>、延床面積1246m<sup>2</sup>と、広々とした教育環境となっており、平成31年5月時点では、0歳児から5歳児までの合計136名を受け入れている（乙B293・51～52頁、81頁、乙B294・3頁）。

さらに、平成27年4月には県立ふたば未来学園高等学校が開校した。同校は、その後広野町中央台地区に新校舎を建設し、平成31年4月8日に福島県立ふたば未来学園中学校と同高等学校として開校している。同年の同開校時には、中学生60名、高校生146名が新たに入学した（乙B293・82頁）。

#### （7）商業施設の状況

広野町では、平成23年3月1日時点で広野町商工会会員数は159社であったところ、東日本大震災後は減少したが、平成26年12月1日時点では139社まで増加し、平成28年6月1日時点では157社と本件事故前と同水準まで回復したほか、平成28年9月1日以降は本件事故前の会員数を上回って推移している（乙B293・17頁）。

平成27年11月16日時点では、コンビニ3店舗（平成30年11月9日時点では5店舗〔乙B286〕）が営業しているほか、ゆうちょ銀行、あぶくま信用金庫、JAふたば広野支店が営業を再開している。また、平成28

年3月5日には、公設民営の商業施設である「ひろのてらす」(イオン広野店、リフォーム、飲食店等5事業所)がオープンした(乙B286)。さらに、広野駅東側開発整備事業の一環で、平成28年度に広野みらいオフィスが開業し、馬場医院や広野薬局が移転開業したほか、集合住宅10棟114戸が竣工し、駅東口広場が整備され、平成30年10月にホテル(ハタゴイン福島広野、客室222室)が建設されている(乙B292・8頁、12頁、46頁)。

広野町商工会の会員事業所マップによれば、広野町では、令和3年1月31日現在において、17軒の飲食店、20軒の商店、7軒の理美容院、19軒の宿泊施設及び5軒のガソリン・燃料販売店等を含む、多数の事業者が営業を行っていることが窺われる(乙B295)。

#### (8) 経済活動の状況

##### ア 工業

東日本大震災後、広野工業団地15社が操業を休止したが、平成23年6月に一部操業を再開し、その後、15社中14社が操業を再開した。広野工業団地の撤退企業跡地には、平成27年8月には子ども用化粧品製造企業(レイス株式会社)が、平成30年2月にはステンレス製品製造企業(株式会社ベルテクノプラント工業)が進出を決定している(以上、乙B292・7頁、乙B293・40頁、43頁)。

その後も令和元年10月に、常磐共同ガス株式会社が、広野工業団地内に営業所を整備して双葉郡内へのガス供給拠点とともに、新エネルギー開発に取り組むことが決定されており(乙B296)、令和2年8月には、常磐共同ガス株式会社が広野工業団地内に整備した「エナジーパークひろの」がグランドオープンした(乙B297)。

また、平成26年8月には、広野駅東側にIT関連企業が立地し、同年9月に広野駅東側地区の産業団地造成が着手された。さらに、被告は、広野町

に対し、令和3年9月の運転開始を目指して、広野火力発電所に石炭ガス化複合発電設備（出力54万キロワット）の建設設計画を提案している（以上、乙B292・7頁、16頁）。イ 求人状況

#### イ 求人状況

広野町の求人状況は福島県平均を上回る求人倍率となっている。

福島県労働局によると、令和3年12月の県内の有効求人倍率は1.35倍（季節調整値）と高く、このうち広野町が含まれる相双公共職業安定所管内においても1.78倍と県平均を上回る求人倍率となっている（乙B280）。

#### ウ 農業等

広野町の農業は稲作が大半を占めるところ、本件事故後の広野町においては、広野町営農再開検討委員会が設置され、平成24年に米の試験的作付けを実施し、収穫された全ての米を検査した結果、食品衛生法上の基準値（100ベクレル／キログラム）を超えたものは確認されなかつたことから、平成25年度より作付け自粛を解除すべきであると判断された。その後、平成25年に110ヘクタールの水田で100戸の農家が工作を再開し、全袋検査したところ、すべて基準値以内であったため、営農も再開されることとなつた。

米の作付け戸数及び面積の推移は、下表のとおりである（乙B293・18頁）

年	戸数	面積	収穫量
平成25年	100戸	110ヘクタール	558トン
平成26年	132戸	156ヘクタール	814トン
平成27年	114戸	144ヘクタール	789トン

年	戸数	面積	収穫量
平成28年	103戸	161ヘクタール	832トン
平成29年	103戸	163ヘクタール	792トン
平成30年	108戸	165ヘクタール	828トン

以上から、広野町においては、地震による被害もあったが、平成24年以降段階的に作付けを再開し、平成26年以降は営農が再開されているという実情にある。

## エ 自動車保有台数

広野町の自動車保有台数は、平成22年から令和元年にかけて次のとおり推移している(単位は台、いずれも各年3月31日時点)(乙B81の1~7、乙B124、乙283の1、同2)。平成23年から平成24年にかけてわずかに減少したものの、平成25年には本件事故前の水準を上回るとともに、その後は大幅な増加傾向にあり、平成28年には5000台を突破して、さらに増加している。

このことは、広野町における消費活動、経済活動が活発に行われていることを示している。

(単位：台)

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
4385	4389	4374	4604	4755
平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
4950	5111	5274	5366	5331

## (9) 市民生活の状況

広野町では、緊急時避難準備区域の指定解除以降、以下のとおり、市民生活が再開されている実情にある。

・平成23年11月1日

広野町内の二ツ沼総合公園において、レストラン「広野町レストランアルパインローズ」が営業を再開した（乙B298）。

・平成24年7月21日

広野駅南側駐車場において、「ひろの復興市」が開催され、子供から年配者まで多くの住民が来場したことが窺われる。同イベントでは、カレーすいとんや新鮮な夏野菜等が販売され、広野産の野菜については即完売した（乙B299・6～7頁）。

・平成24年8月11日

メイン会場を広野町築地ヶ丘公園として、広野復興記念花火大会が開催された。当日は、雨天にもかかわらず、多くの来場者が会場を訪れ、会場のステージではバンド演奏やフラダンスが披露された（乙B300・2～3頁）。

・平成24年10月6日

広野町多目的運動場において、フットサル大会「MIKANカップ」が開催され、参加総数100名の選手たちがプレーした（乙B301・13頁）。

#### (10) 小括

以上のとおり、広野町においては、本件事故直後から市民生活を営むために必要な基本的な機能が維持されており、また、本件事故後一時停止していた生活インフラ等、公共交通機関、交通インフラ、医療機関、教育機関等、商業施設は、緊急時避難準備区域の指定が解除された平成23年9月30日に先立って、順次再開・復旧するとともに、各種の経済活動や市民生活が継続されている実情にあった。

以上